

## 令和8年度 部活動（合唱・ANB）運営方針

### 1 ねらい

児童の自主的、自発的な参加により行い、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図って行う。また、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫をして行う。

### 2 運営について

#### (1) 加入について

- 保護者の承諾を得て加入する。
- 入部届は毎年年度初めに提出する。
- やむを得ない理由で部を退部または変更しなければならない場合は、担任・顧問と相談の上その後の方向を決定する。この場合も保護者の承諾を得るものとする。（所定様式による管理）

#### (2) 活動について

- 朝の活動については原則行わないこととする。
- 部活動を欠席する場合は、顧問に必ず連絡する。
- 原則として木曜日・土日祝日は活動をしない。
- 毎月の活動計画表を月末までに作成し、学校長の承認を得る。
- 県学力診断テスト前の3日間は、部活動を実施しない。但し、大会に出場する場合は、学校長へ事前に報告し参加すること。
- 参加する大会（発表会等）は、1カ月当たり1大会程度とする。大会参加について、月の活動計画に加えて作成し、学校長に提出する。

#### 【活動時間の上限の厳守】

- 学期中は、週当たり原則として4日以内の活動とし、3日以上の休養日を設定すること。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。振替は、1週間以内に実施する。
- 活動の時間帯は、平日は帰りの会終了後～16:10までとする。16:20 完全下校
  - ※ ただし、発表会前の時期に時間を延長して活動する必要がある場合は、保護者の理解を十分に得た上で、学校長の承認を得て活動する。
  - ※ 活動時間は最大で平日2時間、休日3時間までとする。
  - ※ 夏季休業中の活動は20日以内とする。閉庁日の活動は行わない。

#### (3) 費用負担について

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費は受益者負担が原則となる。定期的な活動費を徴収する場合は、全保護者の理解を得ると共に適切になるよう適宜見直しを図る。
- 学校長は部活動に係る費用の徴収方法やその使い道について把握する必要がある。原則、活動に係る金銭の徴収を学校職員が行わない組織づくりを進める。

### 3 顧問について

- 部顧問の決定にあたっては、校長は校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進される体制を構築する必要がある。また、校長は、部顧問の負担が過度とならないよう必要な支援と是正指導を行う。
- 顧問は、担当の部を掌握し、指導・助言・安全管理を必ずおこなう。
- 出張等の理由で部活動の指導が行えない場合、顧問間で連絡をとり、生徒に活動有無、内容を必ず伝える。特に欠席生徒の理由確認と安全管理・下校指導に配慮する。

#### 【運営指導上の留意点について（顧問及び部活動指導員、外部指導者）】

- 運動部活動を含め、いかなる場合においても、児童に対し暴力、暴言、威圧的な指導等の体罰を行ってはならない。（コンクールで勝つことや強くすることに執着する中で、厳しい指導として正当化するなど、誤った認識をもって指導することのないよう十分注意する。）
- 体罰について教職員間で「しない」、「させない」、「許さない」という高い意識で互いが連携し合って指導にあたる。
- 熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、実施について適切に判断する。高温多湿時において、参加児童の体調の確認、こまめな水分・塩分の補給や休憩の設定等、健康管理を徹底する。熱中症の疑いがある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- ※ 原則顧問が不在の時は活動を実施しない。ただし、学校長が認める部活動指導員がいるときは、顧問不在でも活動できる。
- ※ 保護者による見守りの下、活動せざるを得ない場合は、PTAの承認を得ることで、PTA活動の一環とし、事故に備える。

### 4 部長等リーダーの育成と主体的な活動について

- 部活動を通して、リーダーの育成、子どもたちの主体的な活動の促進のため、部長や副部長、パートリーダーなどをおくことができる。それらの役職児童を決定する際は、児童、保護者、顧問が納得した中で決定する必要がある。
- リーダーを中心とし、児童による企画、運営のもと活動計画が作成されるなど、部活動が児童の主体的な活動となるように学校長及び顧問は留意する。その中で適切な技術指導を児童が顧問や外部指導員にもとめられる体制を構築する。

### 5 部活動指導協力者の資格

- (1) 部活動指導協力者とは、当該校長が、人格、指導面において優れていると認めた者であり、学校の教育方針に基づき部活動運営計画を理解し、顧問教師の指導計画に従って活動できる者のことをいう。
- (2) 18歳以上の社会人、大学生（短大・専門学校生も含む）
- (3) 他校の職員については学校長を通して、相手の所属長の承認を得る。
- (4) 協力者は年度初めに宣誓書を提出する。
- (5) 任期及び有効期間は4月1日～翌年3月31日までとする。

### 6 活動の場所について

- 合唱部・・・音楽室、各教室
- ANB・・・体育館、会議室、各教室

## 7 物品の管理について

- 各部の物品は、部室や更衣室に整頓して置く。(使用しない時は施錠できる部屋に保管する)
- 顧問は常に更衣室や部室など使用場所の整理整頓に気を配り指導する。特に無駄な段ボールなどの撤去、高い場所への荷物の放置には注意する。

## 8 生徒指導について(人間形成、部活動における約束事など)

- 活動状況に問題がみられる児童については、該当学年、生徒指導部へ報告、相談するとともに、家庭への連絡を密にし、活動状況の改善に努める。
- 主体的な活動を重視し、自己決定の場面を意図的に作るようにする。
- 地域での活動やコンクール参加など、対外的な活動があることから、礼節ある言動の育成に努め、人としての成長を重んじる。特にあいさつ、整理整頓、時間厳守については意識が高まるよう進める。
- 部活動の際に持参するものは、通常の学校生活に順ずるものとする。飲み物を持参する場合は、水筒に入れる。夏場などに補充用を持参する場合はペットボトルを持参しても良いが、ケースに入れる。
- 修学旅行や宿泊学習を含み、個人的な部への土産の持参は禁止する。  
※ 保護者等による個人的な差し入れについても原則行わない。ただし、保護者会として部全体の会合等(お別れ会など)の催し物の中で、事前に計画されたものに関しては、学校長の承認を得て進めるものとする。
- 活動中の服装は通常の学校生活に準ずるものを着用する。
- 荷物は部室や活動場所へ持って行く。教室におかない。

## 9 部活動保護者会の実施について

- 年度はじめ5月頃に実施することが望ましい。その後は必要に応じて実施する。  
※ 主な内容は、年間の活動予定、コンクールや発表会等の参加、費用について

## 10 その他

- 部員の募集・停止については、運営委員会及び職員会議で決定する。
- 卒業式後の6年生の部活動参加については、必ず保護者と顧問が連絡を取り合い、互いに承認をした上で参加する。
- 学校は、児童が個々のニーズに応じて運動・文化活動を行うことができる環境と、教員が学習や生活、進路指導などで、児童と向き合うなどの本務に専念できる環境を持続可能なものとして整備するために、部活動を段階的に「地域展開」できるように目指していく。